



第1回地域連携フォーラム

O E C Mの現状と概要

2022年3月22日

環境省 自然環境局 自然環境計画課 小林 誠



生物多様性国家戦略のあゆみ

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”（生物多様性条約第6条）

ポスト2020生物多様性枠組
を踏まえ策定予定

条約締結を受けて
速やかに策定

1995年：生物多様性国家戦略 ①

2002年：新生物多様性国家戦略 ②



3つの危機^(※)を提示
自然共生社会の打ち出し

- (※) 3つの危機
1. 開発など人間活動による危機
 2. 自然に対する働きかけの縮小による危機
 3. 人間により持ち込まれたものによる危機

2007年：第三次生物多様性国家戦略 ③



3つの危機に加え、
地球温暖化による
危機の追加

2010年：生物多様性国家戦略2010 ④



2010年 愛知目標
(戦略計画2011-2020)

生物多様性
基本法に
基づく
法定計画

2022年（予定）：次期生物多様性国家戦略⑥

2022年
ポスト2020生物多様性枠組

2012年：生物多様性国家戦略2012-2020 ⑤



愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

生物多様性地域戦略とは

生物多様性基本法（2008年6月施行）第13条第1項

「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として（中略）
生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
（**生物多様性地域戦略**）を定めるよう努めなければならない」



都道府県・市町村

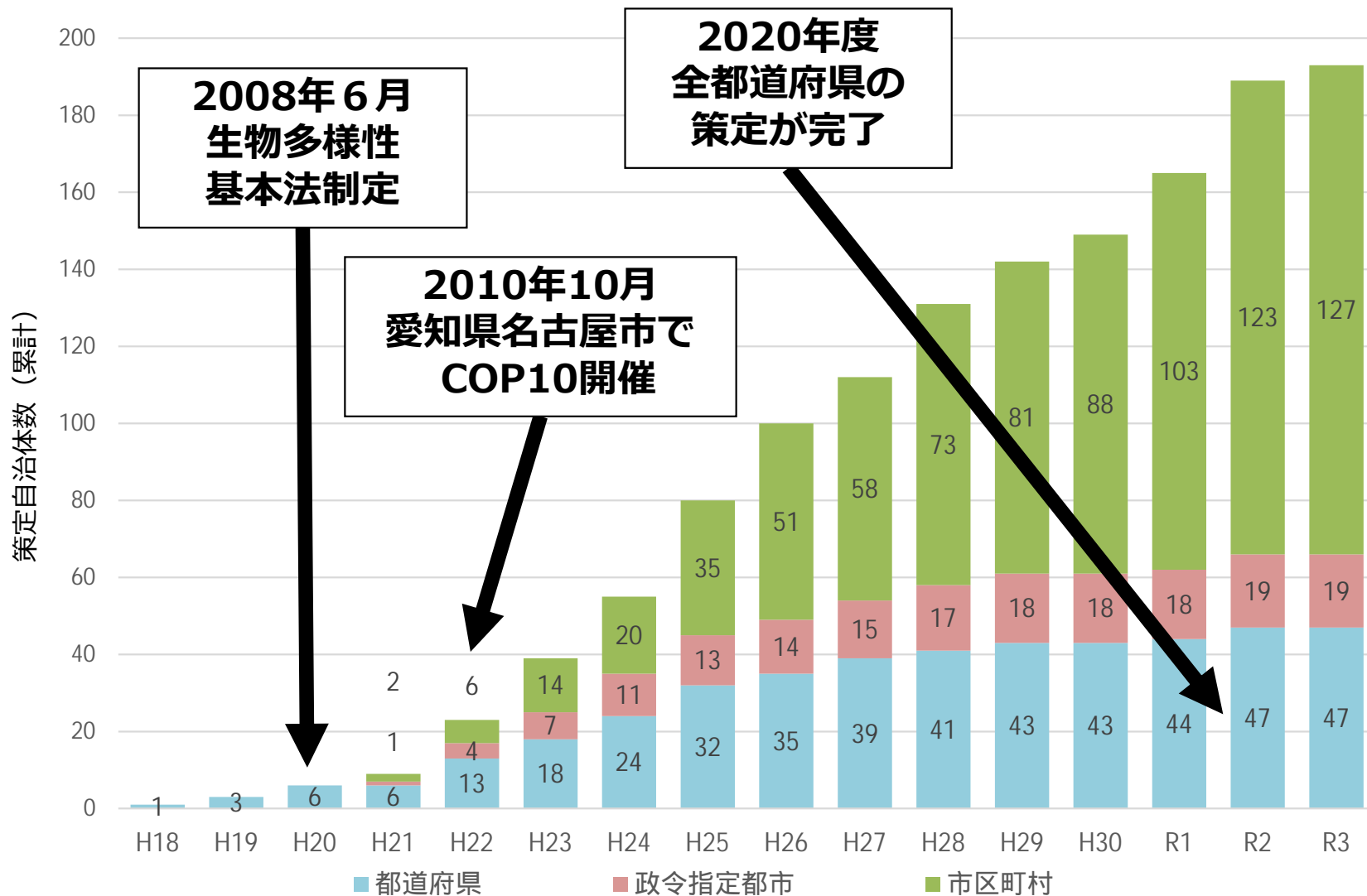
単独または**共同**で策定

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条第2項（策定事項）

- ① 生物多様性地域戦略の**対象区域**
- ② 生物多様性の保全及び持続可能利用に関する**目標**
- ③ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、
総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ その他必要な事項

生物多様性地域戦略策定状況



生物多様性地域戦略の策定状況 (令和4年3月時点)

**47都道府県 (100%)、19政令指定都市 (全体の95%)
127市区町村 (全体の約7% 政令指定都市を除く) が策定済**

30by30とは

- ✓ 2030年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護を目指す目標
- 生物多様性条約COP15で決定される、愛知目標の次の生物多様性の世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討
- 2021年6月のG7サミットにおいて、G7国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意

**現状、日本の保護地域の割合は
どれくらいか??**

陸域 : 20.5%
海域 : 13.3%

30by30 達成のカギとなるのが
「OECM」

OECDとは？

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

OECDの国際的な定義

2018年に開催された生物多様性条約COP14において、OECDの定義が以下のとおり採択された。[決定14/8]



保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

OECMのイメージ

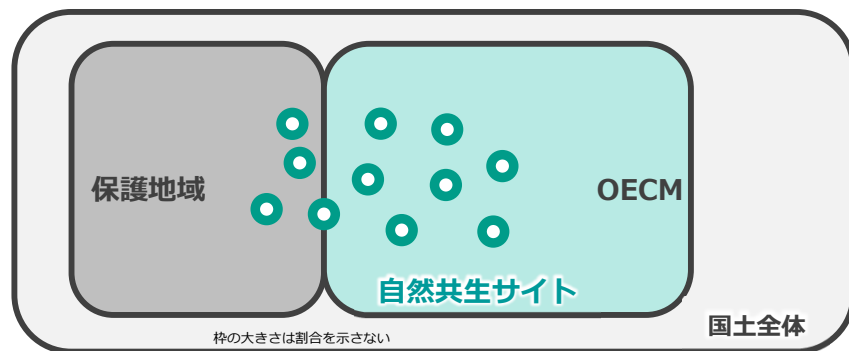


保護地域とOECMのイメージ

国土全体		
生物多様性の保全に貢献するエリア		貢献しないエリア
保護地域	OECM	

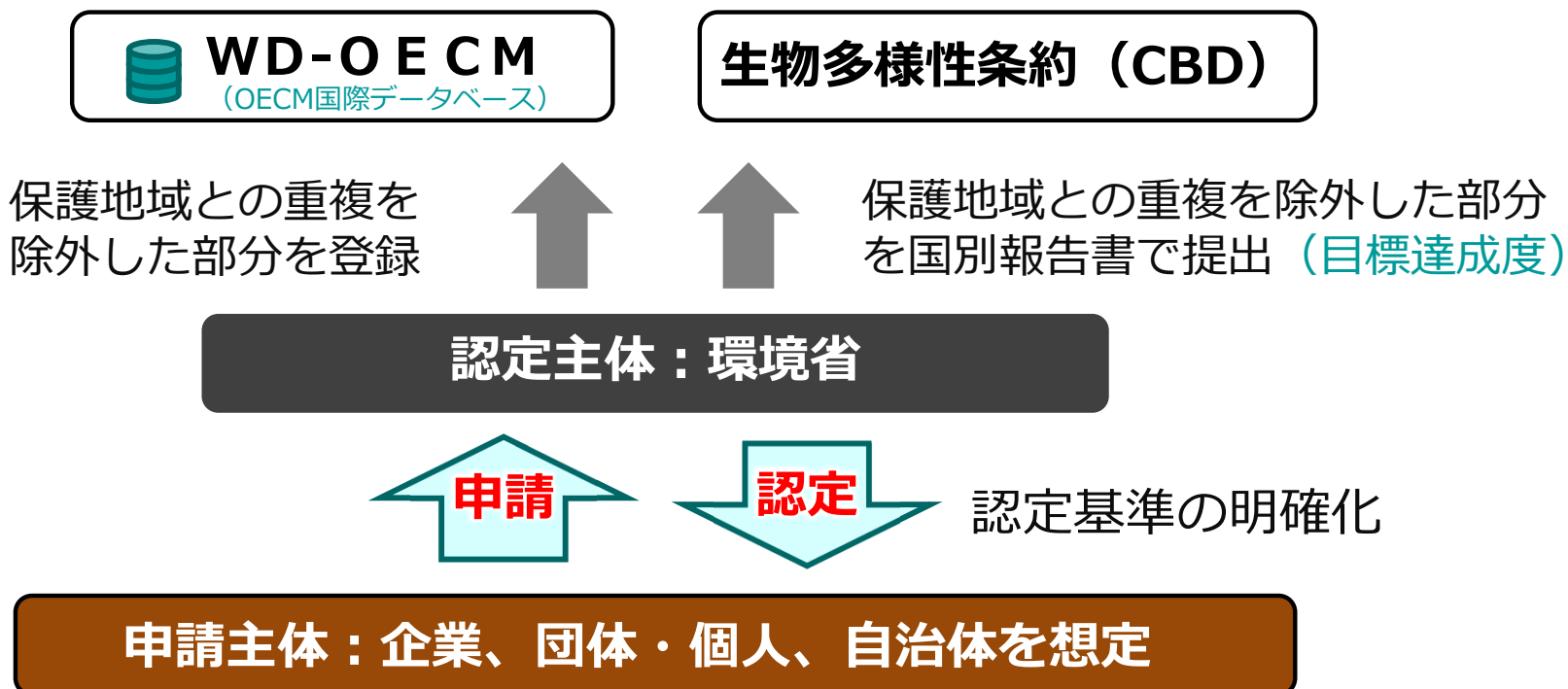


国が自然共生サイトとして個別認定する仕組み



本来目的に関係なく生物多様性の保全に貢献するエリアを国が**自然共生サイト**として個別に認定する仕組みを検討中

※企業、団体・個人、自治体から申請を受けて、国が認定する仕組み



1. 境界・名称に関する基準	
1.	境界・名称
2. ガバナンス・管理に関する基準	
2.1. 管理権限	
2.1.1	管理権限の存在
2.1.2	管理の衡平性
2.2. 管理措置	
2.2.1	管理措置
2.2.2	管理体制の長期継続性
3. 生物多様性の価値に関する基準	
3.	生物多様性の価値
4. 管理による保全効果に関する基準	
4.1	管理の有効性
4.2	モニタリングと評価

本格運用における認定プロセスは以下を基本とすることを想定。
具体的にはR 4 試行を通して検討。

* R 4 試行においても実施予定

* **ステップ1：事前相談～本申請**

管理内容等の充実や質の向上に繋げるため、事務局から事前に助言を受けることが可能。助言を踏まえ、申請書を提出。

* **ステップ2：事務局による予備審査**

事務局にて申請内容の予備審査。

* **ステップ3：審査委員会による審査**

有識者による審査委員会の開催。

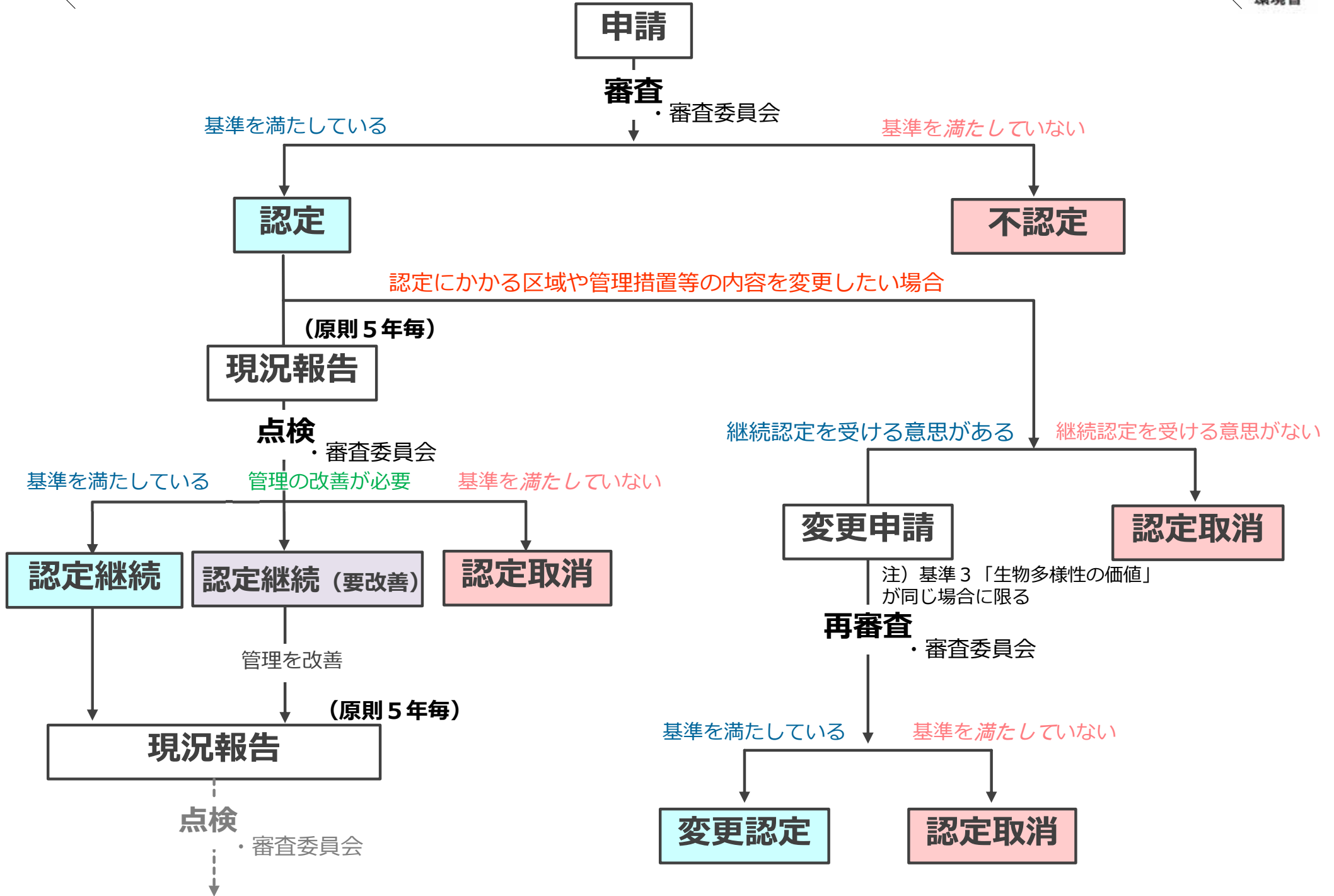
ステップ4：認定及び結果通知

審査委員会の結果を踏まえ、環境省が認定し、その結果を通知。

(OECD国際データベースへの登録)

認定された区域のうち、
保護地域との重複を除いた部分をOECD国際データベースへ登録。

認定・継続フロー（案）



検討スケジュール（案）

R4（2022）年度

➤ 認定の仕組みを試行

（試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを実施）

R5（2023）年度

➤ 個別認定を正式に開始予定

R5（2023）年中に100地域の先行認定を目標



ご静聴ありがとうございました。

